

## 鹿児島工業高等専門学校教育基本方針に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育理念及び社会的使命を明らかにするとともに、これらに基づく本校の目的、育成する人材像並びに各学科及び専攻科の各専攻における人材養成に関する目的その他の教育上の目的を定め、これらを本校の教育活動全体の基本的な指針として位置付けるものとする。

2 前項に規定する教育理念、目的、社会的使命及び育成する人材像並びに各学科及び各専攻における人材養成に関する目的その他の教育上の目的を総称して、「本校の教育基本方針」という。

### (教育理念)

第2条 本校の教育理念は、「未来の技術を創る人を育てる」とする。

### (目的)

第3条 本校の本科（準学士課程）及び専攻科（学士課程）の目的は、次のとおりとする。

本科 (準学士課程)	教育基本法の精神にのっとり、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成する。
専攻科 (学士課程)	高等専門学校における本科教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する創造的な人材を育成する。

2 前項に定める目的は、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第1条第1項及び第46条第1項に規定する本校及び専攻科の目的を踏まえ、学生に分かりやすく具体化したものとする。

### (社会的使命)

第4条 本校の社会的使命は、次のとおりとする。

- (1) 国際的に通用する創造性豊かで人格が優れた技術者を養成する。
- (2) 開発型の教育・研究に重きをおき、社会的・経済的価値あるものを創出していく。
- (3) 地域の産業、文化さらには生活を支えていく地域に根差した高専とする。

2 本校において、社会的使命を「ミッション」という。

### (育成する人材像)

第5条 本校の育成する人材像は、次のとおりとする。

- (1) 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者
- (2) グローバルに活躍する技術者
- (3) 創造力豊かな開発型技術者
- (4) 相手の立場に立ってものを考える技術者

### (各学科の育成する人材像)

第6条 学則第1条第2項の規定に基づき定める本校の各学科における人材養成に関する目的そ

の他の教育上の目的は、次のとおりとする。

創造デザイン 工学科	創造デザイン工学科では、「社会的・経済的価値のある未来技術を創出し、地域や国際社会の産業・文化を支える技術者」および「国際的に通用する創造性豊かで人格に優れた技術者」の育成を目的としている。また、Ⅰ類では「高度情報専門技術者」、Ⅱ類、Ⅲ類では「高度創造専門技術者」を育成する。さらに、開発型の教育・研究、また先端企業や地域との共同（教育、活動）をとおして、様々な問題を解決できる能力を身につけ、社会的・経済的に価値ある「ものづくり」や「デザイン」ができるための実践教育を行う。
機械工学科	機械工学科では、「ものづくりの根幹を支える機械工学分野全般の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者」および「創造性に優れ人格的に立派な国際的に通用する技術者」の育成を目的とする。また、開発型の教育・研究、また先端企業や地域との共同（教育、活動）をとおして、様々な問題を解決できる能力を身につけ、社会的・経済的に価値ある「ものづくり」ができるようになるための実践教育を行う。
電気電子 工学科	電気電子工学科では、「電気電子・情報通信技術の基礎を着実に修得し、ハードウェアとソフトウェアの融合技術を含めた多様な分野において、新たな社会的価値創出に対応できる技術者」および「創造性に優れ人格的に立派な国際的に通用する技術者」の育成を目的とする。また、開発型の教育・研究、また先端企業や地域との共同（教育、活動）をとおして、様々な問題を解決できる能力を身につけ、社会的・経済的に価値ある「ものづくり」ができるようになるための実践教育を行う。
電子制御 工学科	電子制御工学科では、「多岐にわたる電子制御工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者」および「創造性に優れ人格的に立派な国際的に通用する技術者」の育成を目的とする。また、開発型の教育・研究、また先端企業や地域との共同（教育、活動）をとおして、様々な問題を解決できる能力を身につけ、社会的・経済的に価値ある「ものづくり」ができるようになるための実践教育を行う。
情報工学科	情報工学科では、「ソフトウェアやハードウェアはもちろん、それらに係わる情報セキュリティに対応できる技術者」および「創造性に優れ人格的に立派な国際的に通用する技術者」の育成を目的としている。さらに、開発型の教育・研究、また先端企業や地域との共同（教育、活動）をとおして、様々な問題を解決できる能力を身につけ、社会的・経済的に価値ある「ものづくり」ができるようになるための実践教育を行っている。
都市環境デザ イン工学科	都市環境デザイン工学科では、「建設技術を通して様々な社会問題に対応できる技術者」および「創造性に優れ人格的に立派な国際的に通用する技術者」の育成を目的としている。さらに、開発型の教育・研究、また先端企業や地域との共同（教育、活動）をとおして、様々な問題を解決できる能力を身につけ、社会的・経済的に価値ある「ものづくり」ができるようになるための実践教育を行っている。

(各専攻の育成する人材像)

第7条 学則第46条第2項の規定に基づき定める本校の各専攻における人材養成に関する目的その他の教育上の目的は、次のとおりとする。

機械・電子システム工学専攻	機械・電子システム工学専攻では、「機械と制御技術を基本としたハード面、情報システム技術を基本としたソフト面を統合した分野において、環境に配慮した高付加価値設計開発および実践的に問題解決できる開発型技術者」の育成を目的とする。
電気情報システム工学専攻	電気情報システム工学専攻では、「ハードウェア及びソフトウェア技術からシステム制御や電子材料に至る幅広い分野に精通し、地球環境にやさしい高品質で高付加価値製品の設計・開発や制御システム・情報システムなどを担当できる開発型技術者」の育成を目的とする。
建設工学専攻	建設工学専攻では、「建設工学の基礎となる市民が快適で安全な社会生活を送ることができる環境基盤整備を行う工学を学び、人間としての倫理観を備えた技術者および地域に密着した社会基盤の構築に寄与することができる創造性豊かな開発型技術者」の育成を目的とする。

(教育基本方針と諸方針との関係)

第8条 教育基本方針は、本校のディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）並びに研究活動及び地域貢献活動に関する方針等を策定し、実施するに当たっての基本的な指針として位置付けるものとする。

付則

この規則は、令和8年5月13日から施行する。